

福山市下水道接続指導運用基準

(平成 28 年 2 月 8 日福水給決裁第 777 号)

排水設備の設置の猶予の基準及び運用

福山市下水道接続指導要綱（平成 28 年 2 月 8 日福水給決裁第 777 号）第 5 条の規定により排水設備の設置の猶予の基準及び運用について、次のとおり定めるものとする。

排水設備の設置の猶予の基準

区分	基準及び運用																		
1	<p>(個人の場合)</p> <p>生計維持者の所得－社会保険料控除－扶養控除(扶養＋本人)－障がい者控除－大学生等控除≤判定基準額 100 万円</p> <p>(差引額が 100 万円以下の場合は、設置の猶予となる。)</p> <p>(1)「主たる生計維持者」の所得とする。 (所有者と生計維持者が異なる場合は、実際の生計維持者)</p> <p>(2)他の同一生計者の収入を対象としないため、負債は考慮しない。</p> <p>(3)判定基準額を工事費 100 万円とする。</p> <p>(4)控除対象に社会保険料控除を加える。</p> <p>(5)必要経費算定には扶養家族に本人を加えた人数とし、必要経費基準額は次の所得税扶養控除額を参考にする。</p> <table border="1" data-bbox="376 1238 1327 1632"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額(万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般(18歳未満、23歳以上)</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">扶養控除</td> <td>19歳～22歳</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>70歳以上</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>70歳以上で同居の父母等</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">障がい者控除</td> <td>障がい者</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>特別障がい者</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>同居特別障がい者</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6)大学生等(高等学校卒業後進学した学生等)の扶養親族がいる場合は、別途 1 人当たり 50 万円を控除する。</p> <p>(法人の場合)</p> <p>(1)法人市民税額の法人税割が 0 円で、均等割が 1 号の場合は、代表者個人(主たる生計維持者のみを判定対象とする。)の所得状況で判定する。</p> <p>(2)法人市民税額の法人税割が 0 円で、均等割が 2 号から 4 号の場合は、当該純利益がマイナスの場合には「猶予可」とする。</p>	区分	控除額(万円)	一般(18歳未満、23歳以上)	38	扶養控除	19歳～22歳	63	70歳以上	48	70歳以上で同居の父母等	58	障がい者控除	障がい者	27	特別障がい者	40	同居特別障がい者	75
	区分	控除額(万円)																	
	一般(18歳未満、23歳以上)	38																	
	扶養控除	19歳～22歳	63																
		70歳以上	48																
		70歳以上で同居の父母等	58																
	障がい者控除	障がい者	27																
		特別障がい者	40																
		同居特別障がい者	75																

	<p>(3) 法人市民税額の法人税割が0円で、均等割が5号から9号の場合は、「猶予不可」とする。</p> <p>(4) 法人市民税額の法人税割が課税されている場合は、「猶予不可」とする。</p>
2	<p>(1) 浄化槽法第11条第1項の規定による検査の判定結果が、A（適正である。）又はB（概ね適正である。）の場合は「猶予」とする。</p> <p>(2) 浄化槽法第11条第1項の規定による検査の判定結果が、C（不適切であり改善を要すると認められる。）の場合は「猶予不可」とする。ただし、清掃が実施され（又は実施される見込み）水質検査の結果が改善された（又は改善される見込み）場合は「猶予」とする。この場合は、業者が発行する清掃の実施済証や維持管理票により確認する。</p>
3	職員により調査した調書に基づき、排水設備を設置することにより、建築物に回復することができない損害が生ずるおそれがあることが認められる場合は「猶予」とする。
4	職員により調査した調書に基づき、土地の形状又は建築物の構造により、排水設備の設置が困難な事情があることが認められる場合は「猶予」とする。
5	水道台帳により過去1年間の平均使用水量が2か月で4立方メートル以下とする。また、地下水使用者等で、水道台帳により使用水量を確認できない者については、現地確認した結果、生活又は事務所等として使用されていないことが明らかである場合は「猶予」とする。
6	建築物の所有者の署名又は記名及び押印のある建築物の使用計画書の提出があり、建築物の取壊予定時期が申請日から2年以内の場合は「猶予」とする。
7	<p>職員により調査した調書に基づき、設置の猶予をすることが適当であると認められる場合は「猶予」とする。</p> <p>※例として、認知症等病気により制度を理解できない者</p>

附 則

この運用基準は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、2019年（平成31年）1月16日から施行する。

附 則

この運用基準は、2022年（令和4年）12月16日から施行する